（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百九条　保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第二条の二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二十五第一項中「から第三百六条まで」を「、第三百四条、第三百五条第一項、第三百六条」に、「保険仲立人」とあるのは「共済代理店（その規模が大きいものとして農林水産省令で定めるものに限る。次条において同じ。）」と、「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」を「内閣府令」とあるのは「農林水産省令」と、「限るものとし、生命保険募集人にあっては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあっては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る」とあるのは「限る」に改め、「保険仲立人」とあるのは「共済代理店」と、」を削り、「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改め、同条第二項中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改める。

第百二条第三号中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百十条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第百九十五条を次のように改める。

第百九十五条　削除

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第百十一条　施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百十二条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百三十九条のうち、農業協同組合法第十一条の十一第四項の改正規定中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に改め、同法第三十五条の二第二項の改正規定を次のように改める。

第三十五条の二第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第二百四十条第一項中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に改め、同条第二項中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の二十八第四項」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の二十八第一項」に改め、同条第三項中「行われた」を削り、「農業協同組合又は農業協同組合連合会との利益相反行為」を「なった者の利益相反取引」に、「第三十五条の二第二項」を「第三十五条の二第三項」に、「第七十二条の二の二」を「第七十二条の三」に改める。

第二百五十九条を次のように改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二百五十九条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項中「譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」という。）」を「契約上の地位の移転」に、「譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者（第六項において「移転債権者等」という。）」を「契約上の地位に係る契約の相手方」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「移転債権者等が第三項」を「第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者、救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方及び救済農水産業協同組合が譲り受ける譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者（以下この項において「移転債権者等」という。）が第四項」に、「債務の引受け等は」を「当該特定信用事業譲渡等に係る債務の引受け、契約上の地位の移転及び譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡（以下この項において「債務の引受け等」という。）は」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ある債権者及び譲渡禁止の特約のある」を「ある債権者、契約上の地位に係る契約の相手方及び譲渡制限の意思表示がされた」に、「貯金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者」を「次に掲げる者であつて知れているもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　貯金者等その他政令で定める債権者以外の債権者及び契約上の地位に係る契約の相手方

二　譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者

第百十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る特定信用事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。

第百三十二条第一項第六号中「第百十四条第八項」を「第百十四条第九項」に改める。

第二百五十九条の次に次の一条を加える。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十九条の二　施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第百十四条第二項、第四項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（医療法の一部を改正する法律の一部改正）

第百十三条　医療法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第十三条の規定並びに」を「の規定、附則第十一条の二の規定（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の改正規定を除く。）、附則第十三条の規定及び」に改める。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合法の一部改正）

第十一条の二　農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第八十八条第二項第一号中「第七号まで及び第九号から第十一号まで」を「第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第九十二条中「第七十一条の三」を「第七十三条」に改める。

第百条の七中「第四十六条の四第五項」を「第四十六条の五の三第二項」に改め、「若しくは仮理事」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第百十四条　この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫